

平成20年3月19日

新潟県知事 泉田裕彦 殿

薬害C型肝炎被害者の救済を求める要望書

カルテのない薬害C型肝炎の全員救済を求める新潟の会
代表 佐藤 静子

全国の約200人のC型肝炎患者が6年に及ぶ薬害肝炎訴訟をすすめた結果、ついに国は甚大な薬害肝炎被害が生じ、拡大を防止し得なかった責任を認めて謝罪し、全会一致で「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金に関する特別措置法」(以下「C型肝炎被害者救済特措法」と称します)が成立しました。

「C型肝炎被害者救済特措法」の適用を受けるには、裁判所に提訴し、カルテなどで血液因子製剤投与の事実を証明して、裁判所から薬害肝炎被害者だと認めてもらうという手続きが必要です。

しかしカルテの保存期間は5年とされ、C型肝炎に感染して症状が出るまで10年から20年がかかるため、気づいた時にはカルテがないという場合が多く、カルテなどで投与の事実の証明ができるのは、血液因子製剤の投与で発症している1万人以上のうちの約1000人にすぎないと見られます。血液因子製剤の投与で薬害C型肝炎にさせられた同じ被害者なのに、5年の保存期間が過ぎて、カルテがないというだけで、9割以上が「C型肝炎被害者救済特措法」の救済対象から外されかねません。

薬害C型肝炎の被害者は月2万円から10万円もの高い医療費にあえぎながら治療し、病気の進行や副作用で働けなくなった人、肝硬変の末期・肝がんになって命が危ない人、亡くなってしまった人など、様々な苦しみと不安にさいなまれ、高齢者も多いことから早期の救済を求めています。

B肝炎、C型肝炎の感染者は約350万人で、その大半は輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの医療行為による感染、すなわち医原性によるものとされます。ウイルス性肝炎は早期発見と適切な治療を受けないと、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行する、命にかかる病です。

国は来年度から7か年で総額1800億円規模のインターフェロン治療費の助成などを内容とする、肝炎総合対策を実施するとしています。しかしインターフェロンが効く患者は限られるし、肝硬変や肝がんに進行した場合、高齢者の場合は使えず、抗ウイルス剤、肝炎症状を抑えるのに使う薬、検査費などの医療費は助成の対象外です。

血液因子製剤フィブリノゲンを投与された人は県内に5000人前後もいるとみられます。私たちは、「カルテのない薬害C型肝炎の全員救済を求める新潟の会」を1月30日、全国に先駆けて結成し、会員は500人近くにふくれあがり、1日も早い救済をめざして取り組んでおります。県や保健所、法テラス、各弁護士などへの相談も多数にのぼり、県弁護士会も被害者の相談、救済にとりくんでおられます。3月18日には約40人で「薬害肝炎新潟弁護団」が結成されました。

自分に何の落ち度もないのに薬害でC型肝炎にさせられ、苦しんでいる被害者、ウイルス性肝炎患者を救済するため、貴職におかれましては、次の要望事項を実現くださいますようお願ひいたします。

要望事項

- 一、カルテなどがないC型肝炎患者も、カルテ以外の記録、証明、証言などによって、対象製剤で感染したとみなされる患者については、薬害C型肝炎被害者と認定し、「C型肝炎被害者救済特措法」を適用して救済するよう、国、関係機関に強く働きかけてください。
- 二、患者・家族・遺族や代理人弁護士などから対象製剤の投与事実の照会を受けた際には、カルテ、レセプト、手術記録、看護記録などを最大限調査してコピーを渡し、担当医師らの証言をいただけるよう、県立病院はもとより、県内の医療機関に協力の要請、指導を行ってください。
- 三、国は来年度からインターフェロン治療費の補助を中心とした肝炎総合対策を実施するとしていますが、インターフェロンが効く患者は限られ、それ以外の多額の肝炎治療費は対象外です。肝炎治療費全体の公的負担・補助をはかるよう、国に求めてください。
- 四、新潟県としても肝炎治療費・通院費の補助をおこなってください。
- 五、ウイルス性肝炎患者の障害年金制度など、生活支援対策の確立を国に求めてください。
- 六、ウイルス性肝炎の専門的な治療がどこでも受けられる治療体制の整備、治療薬・治療法の開発促進をはかるよう、国に求めてください。
- 七、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見・差別を解消するための啓発、相談支援窓口の設置などをすすめてください。
- 八、薬害が二度と起こらないような抜本対策をすすめてください。

カルテのない薬害C型肝炎の全員救済を求める新潟の会

〒950-1134 新潟市江南区天野2-1-13

電話 090-2450-7153 FAX 025-280-6693